

## 過去の競争政策のレビューについて(第一次)

### 1. ブロードバンドの普及政策

- ブロードバンド基盤については、採算性の問題から、民間事業者のみによる整備が進まない地域において、その整備の支援を行うこと等により、2010年度末までに全国的にブロードバンド利用環境が整備される見込みであり、これまでの政策は、デジタル・ディバイドの解消に寄与したと言えるのではないか。
- 他方、FTTHの世帯普及率は、約30%にとどまっている状況にあり、ICTの徹底利活用により、全世帯におけるブロードバンドサービスの利用という目標を達成する観点から、「コンクリートの道」から「光の道」の理念のもとで、この実現に向けた方策を検討することが必要ではないか。
- 成長分野である上位レイヤーの発展を図る観点から、上位レイヤーとインフラレイヤーの関係が重要ではないか。また、インフラレイヤーが高速・安価等であるとともに、上位レイヤーのサービス変化に即応できることが必要ではないか。

### 2. ユニバーサルサービス制度

- ユニバーサルサービス制度(06年度から本格稼働)は、国民生活に不可欠な通信サービスの維持コストについて、NTT東西だけでなく、関係する電気通信事業者も応分に負担する仕組みであり、これまで加入電話(基本料)、公衆電話、緊急通報といったサービスのあまねく日本全国における提供の確保に寄与してきたと言えるのではないか。
- メタルの時代から光の時代に移行する中で、ユニバーサルサービスの対象も、これまでの電話からブロードバンドにすることについて検討することが必要ではないか。

### 3. 接続政策・ドミナント規制

- 99年に、固定通信市場において導入されたドミナント規制は、アクセス回線のアンバンドルや長期増分費用方式の導入等と相まって、国際的に見ても、固定電話料金の低廉化や我が国のブロードバンドサービス(特にADSL)の急速な発展・料金の低廉化に寄与したと言えるのではないか。
- メタルの時代から光の時代への移行が進展する中で、FTTH市場では、NTT東西が、継続的にシェアを高め、約74%を占めている状況にあり、また、NTT西日本による接続情報の不適正利用などが発生したところであるため、更なる公正競争環境整備の在り方を検討することが必要ではないか。

- マイラインや番号ポータビリティ制度など、競争政策の中には、制度導入のタイミングが遅れたものもあるのではないか。

#### 4. 料金政策

- 利用者料金規制は、市場の競争状況を考慮しながら、累次の規制緩和(98年:認可制原則廃止、04年:届出制原則廃止)が行われた結果、原則非規制となっており、機動的な料金設定を可能とすることにより、利用者料金の低廉化に寄与したと言えるのではないか。
- また、携帯電話市場においては、周波数の追加割当による新規事業者の参入(94年、08年)、番号ポータビリティ制度の導入(06年)などが、活発な事業者間競争を実現し、利用者料金の低廉化に寄与したと言えるのではないか。
- 携帯電話の料金については、技術革新に伴う設備投資等に差異はあるものの、固定電話に比べて高いのではないか。また、その複雑さから利用者が料金の水準を実態として認識できず適切な料金プランを選択できないのではないか。

#### 5. モバイル市場の活性化

- 携帯電話市場は、周波数の追加割当による新規事業者の参入、番号ポータビリティ制度の導入などにより、活発な事業者間競争が行われ、利用者料金の低廉化が実現するとともに、垂直統合型ビジネスモデルを採用する携帯事業者とネットワーク利用の円滑化により新規参入したMVNOが相まって、高度なデータ通信サービスが実現してきていると言えるのではないか。
- 携帯事業者が、垂直統合型ビジネスモデルを採用したことは、サービス初期においては、データ通信の利用を促進した面はあるが、他方、結果として、日本独自規格による発展、いわゆる「ガラパゴス化」を招いた面もあるのではないか。
- 我が国の携帯電話端末の国際競争力が低い要因の一つに、SIMロックの解除がなされておらず、携帯事業者別端末化が進んだことが挙げられる。携帯電話が普及してきた段階では、相互連携・オープン化を進めることが必要ではないか。

#### 6. 消費者の権利確保

- インターネット上の有害情報から青少年を守るため、フィルタリングサービスの提供義務化(09年)などの対策を講じるとともに、誹謗・中傷等の違法情報・有害情報への対策として、プロバイダ責任制限法(02年)等に基づく情報の削除や発信者情報の開示を促進してきたところであり、これまで消費者の権利確保に寄与してきたと言えるのではないか。
- 今後の課題として、インターネット上のライフログ(閲覧履歴や電子商取引の決

済履歴等)活用サービス等について、個人情報保護との関係を整理しつつ、新サービスの展開の円滑化を図ることが必要ではないか。

## 7. NTTの在り方

- 「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」と合同で実施したヒアリングにおいて、NTTからは、組織形態よりも、まずは電話を前提とした現在の規制を見直し、ユーザーニーズに応えたサービス提供ができるようにしてほしいとの意見が示された。他方、競争事業者からは、現行の持株会社の下での事業会社形態は競争促進の観点からは意味がないとの意見や、NTTの設備を他事業者が平等に利用できるように、NTTの設備のホールセール(卸)会社を作った方がよいとの意見が示された。
- 今後、タスクフォースで、NTTの在り方についても検討を深める必要があるのではないか。

## 8. その他(今後の検討の進め方)

- ICT政策の在り方に関する議論において、過去と未来を切り離すことはできないことから、今後は、「過去の競争政策のレビュー部会」と「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」でのこれまでの議論等を踏まえ、議論しやすい塊(テーマ)に分けて、相互連携を図りながら進めていくこととされた。
- 具体的には、インフラレイヤーの「非競争地域」「競争地域」の2つの塊と、ICT徹底利活用、安心・安全基盤、研究開発の5つの塊で更に議論を深めることとされた。